



®

令和3年 1月21日(木)
(2021年)

No. 15336 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9(本挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第23回
中国特許法の第四次改正について……………(1)

中国知財の最新動向 第23回

中国特許法の第四次改正について

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

全国人民代表大会常務委員会は、2020年10月17日、「特許法」(中国語では「専利法」)第四次改正を公布した²。施行日は2021年6月1日である。

特許法は、1984年3月12日に制定・公布され、1985年4月1日に施行された。その後、1992年9月4日に第一次改正が公布され、1993年1月1日に施行された。そして、中国は、WTO加盟のために、

TRIPs協定との整合性をはかるべく、2000年8月25日に第二次改正を公布し、2001年7月1日より施行した。さらに、中国の特許法は、2001年以降の実務運用を踏まえ、2008年12月27日に第三次改正が公布され、2009年10月1日に施行された。その後、第四次改正に向けた検討及び意見募集が行われてきた。第四次改正に向けた特許法改正草案としては、2015年4月の「特許法改正草案(意見募集稿)」、2015年

UnitedGIPs

GIP
Shinjuu GLOBAL IP

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
代表弁理士 山下 託嗣
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 原田 泉
シニアカウンセラー 小野 由己男[※]

弁理士 川分 康博
弁理士 合路 裕介[※]
弁理士 渡辺 尚
弁理士 吉田 新吾
弁理士 石川 貴之
弁理士 松山 習
弁理士 三崎 正輝[※]
中国弁理士 吳 芳
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン[※]

弁理士 古賀 稔久
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 夫 世進
弁理士 黒川 惇
弁理士 上田 雅子

弁理士 大西 一郎
弁理士 小林 亜子
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 岡崎 信治
弁理士 金田 祥子

韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

[※]米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)